

戦時下の釜ヶ崎細民街

塩井文夫

— 戦時下の釜ヶ崎細民街 —

(65)

戦時下の釜ヶ崎細民街が如何なる現状にあるか、又如何に指導されつゝあるかを、極めて簡単に、率直に御報告申上げ、それに若干の私見を加へまして、皆様の御参考に供しますと共に、御批判、御叱正を賜り度いと思ひます。元より細民街の事は、實に複雑多様で、到底限られたる紙上に之を盡すことは不可能であります。又私共の觀察なり、視界外に存する事柄、例へば公私各種の團體に於て行はれつゝある行事の一部、私に思考し且實施されつゝありますこと等の全部に亘つては、逆も記述することを得ない、其處で私は、私の關知して居り而も感じて居ります事象の一部を紙數の許す範圍に於て述べんとするのであり、随つてその間極めて杜撰であり、又物足らぬ點の多々ありますこ

とを御諒承願ひます。

◇人口移動狀況

部落最近の人口は漸増の狀況にあります。簡易宿等もつい最近迄は六十五軒だつたのが、今では六十七軒に増加し何れも殆ど満員で繁昌してゐます。尤も市立今宮保護所、私立精和寮等の無料宿泊所は、餘程減じて居りますが、之は一般に勞働者の収入が増加したために、木賃宿に轉じたり又普通家屋に更生したりすることゝ、今一つは近時比較的ルンペンに轉落する人の減つたこと、滿洲、支那等へ移動するものゝ相當あること等に起因するのではないかと思はれます。簡易宿止宿者の増加するのは時局の關係で、此處迄の轉落を餘儀なくせしめられたものゝ相當數に上れるも

のある結果だと考へられます。斯様に最下級のルンペンに属するものは漸減しつつありとは云へ、簡易宿即ち木賃宿に足を踏込むものも漸増しつつあることは、聽て之等が周囲の環境に支配されて刹那的の生活を追ひ、一度不時の災變に遭はんか、忽ちにして夫以下の生活に轉落するの運命下にあるを想ひます時、漫然之を看過するを許されないのであります。

◆治安訓告

従來、極めて無軌道な生活行進を續けて参りました細民街の多くの人達は、日支事變の勃發に當りましては一入異狀なるショックを受けたのでありますが、此の重大時局に際しては、細民と雖もよろしく自重して、國家の目的に副はしむる必要があり、又部落内には、理髮屋等三十餘名の支那人も住んで居り、敵愾心強く、雷同性深き細民達は勢の赴く處何時如何なる所作に出るやも圖られない狀勢にありましたので、昨年七月十九日夜、今宮署樓上に部落の有力者百二十名を召集し、當時の仲島署長から時局認識に就ての詳しい講話と、時局に對する部落民の覺悟、在住支那人の保護誘掖等に就ての訓告があり、來會者は非常に謹聽

た。

次で昨年三月二十九日には、西成區東入船町市設住宅居住者八十戸を打つて一丸とした昭和會、同年六月二十三日には西成區東入船町北部地區民九十一戸よりなる東入船會が何れも警察協力の下に誕生したのであります。殘餘の未結成地區民も逐次覺醒奮起し、昨昭和十二年十一月二日を最後として所謂釜ヶ崎細民街には一戸残らず町内會が結成されたのであります（木賃宿止宿者は現在の處除外されて居ります）。

之等新しく生れました町内會は何れも

- 一、公民教育
- 二、精神修養
- 三、社會奉仕
- 四、保健衛生
- 五、家庭防空

の五項目を以て會是とし、従來、諸方に存した春秋二回の親睦會を以て大半の指令としました町内會とは大いに趣を異にしたものであります。非常時局の然らしむる處とは云へ、天下有數の細民街に、而も他の舊來の所謂町内會

相互の覺悟を新にしたのであります。時局下に於て警察が細民街に呼掛けましたのは此が第一聲でありました。

◆町内會の結成完了

地區的に何等の結合、統制もなかつた従來の部落は、近所に死人があつても、何知らぬ顔で酒宴放歌に興するといふ、極めて冷薄、陰慘な空氣が奔流してゐたものであります。隨つて斯様な狀態が部落の淨化を阻害することは實に大なるものであります。其處で當局は、此の弊風を打開し、如何しても住民は地區的にしつくりと結合し、隣保相愛、自治向上の氣風を涵養するに非ずんば、到底細民不良街の淨化を期することは不可能である。夫れには地區に町内會を結成せしむることが最必要であることに着目致しまして、先づ親しく地區の有志を戸別に訪問或は來訪を求め、その蹶起を促しました處、時代の然らしむる所もありましたでせう、非常なる共鳴を得ましたので、爾來文字通り警民一致し、幾度か當署出張所に會合を重ね準備を進めまして、一昨昭和十一年十一月三日の佳節に、部落の大半を占める西成區西入船町（二五〇戸）民を打つて一丸とした町内會「西入船會」が雄々しく結成されたのであります。

型を脱却し、眞に時代の要求する指令の下に起上りましたことは、寔に慶ばしき次第でありました。

本年三月大阪市に依つて提唱されました、全市一率の町會結成の趣旨とも、勿論些の相違を見るものではなく、現在に於きましては何れも新町會の諸方式に同化し附近の他の町會とも歩調を揃へ、戦時下銃後市民として、各種の運動に雄々しく努力、邁進しつつあり、極悪でありました細民街も、近時急速なる改善進歩を示して居りまして、寔に町内會の結成こそは細民街の歴史の上に輝しき一頁を劃したものと云ふべきであります。

◆國旗額の掲揚

以下申述べますことは、主として部落簡易宿居住者に關する事柄でありますことを御諒承願ひます。

細民の大半は、敬神崇祖の觀念が極めて乏しいのであります。家に神棚を設けまして、遠く祖宗の神靈を祀り又一面幾久しく子孫の繁榮を圖ると云つた様な者は、洵に寥寥たるものであります。彼等は永年の極貧生活苦と周囲の惡環境、そして自己性來の放縱性等々に支配されて、徒に世を呪ひ、人を猜み、常軌を逸した日常生活に終始して居り

ますことが、自然斯ういふ様な氣持を誘發したのでありませうか。前途ある可愛い子弟の躰等をも殆ど放擲して顧みない許りでなく、全然我子を商品視して、女の子等になると早く十四、五歳になれば良いと指折り數へて待ちあぐむ、六、七歳學齡に達する様になつて周章て、入籍をする、中にはそれすら爲さずに遂に學校へ通はせないで放任し、子供は極悪な周圍の裡にあつて早くも惡の道へ走る、と云ふ數へ上げれば限りのない亂脈な、氣の毒な現象が隨所に散見せらるゝのであります。世の指導者が、萬一之を放任して置きましたなら、否假りに之に消極的でありましたならば、益々此の惡現狀を増大し、多數細民の不幸を累ね、地區淨化を阻害するのみでなく、事變下に於ける國家總動員の趣旨にも悖る譯でありまして、如何しても之は、適切なる方策を講じ此の人達に先づ、敬神崇祖の觀念を涵養し、日本精神を強く意識して貰ひ、そして漸次改化遷善しなくてはならぬ。夫れには、多數細民の密集居住して居ります部内の全簡易宿内適當の場所に、夫々日の丸の國旗額を細民の手で掲げ、之を止宿者の信仰の中心として朝夕禮拜し、祝祭日等には營業者の音頭で全止宿人が國旗額の下

に集り、皇居を遙拜すると共に、國旗に敬禮を行ふ様にすることが、最も良いかと考へまして、署は簡易宿營業者とも密接なる連絡の下に諸種の準備を進めて、愈々去る八月六日浪速區廣田神社に於て嚴かなる國旗額奉戴式を行つたのであります。それ以來暗い氣分のした簡易宿にも悉く入口か又適當の場所に國旗額が掲げられ、神等も供へてあり、一日の努働に汗まみれとなつて歸つて來た勞働者、凡そ頭を下げることもなき勞働者も此處ばかりは、ポツト鉢巻を取つて御禮をして入ると云ふ極めて朗かな狀景を呈して居ります。

以下當日の大阪時事の報道を再録し御參考を願ふことにします。

日の丸を拜んで
今ス愛
宮ラ國
働かう俺らたち
の街色

簡易宿に國旗額朝夕默禮

大阪釜ヶ崎のスラム街には五千餘に上るどん底生活者が居住してゐるが、これらの人々に對して健全なる日本精神を植付けると共に、炎熱の第一線に奮闘する皇軍將士の勞苦を偲び、さらに銃後國民としての努めを自覺させるには

「國旗」日の丸に對する敬虔な心持ちからだ！ と早稲本今宮署長らの肝煎りで珍しい集ひが行はれた。即ちこれらスラム街の簡易宿の主人六十五名と、ここに止宿する自由

勞働者代表の二百名は六日午前十時浪速區の廣田神社境内に參集し、皇居遙拜、神社に參拜後、早稲本署長から「日本精神昂揚」に關する訓話を聽いてのち、嚴かな國旗奉戴式を行つたが、ついで早稲本署長の手から各簡易宿の主人に對して額入りの國旗がそれぞれ交付された。

この國旗は簡易宿の支關の間に神棚を設けてそこに掲げ毎朝夕この宿を出入りする止宿人に敬虔な默禮をなさしめもつて日本精神を涵養せしめようといふ新しい試みである。(昭和二三、八、七)

◇ ◇

戦時下の釜ヶ崎細民街と題しまして皆様に報告すべくそれはあまりにも、貧弱であり、掲げました二、三の事柄は相當に古い事象でもありまして、それ以來今日に至る迄署が地方有志並各種社會施設と連絡を執り、細民街を淨化し、銃後國民としての緊張を緩めない様に努めて居りますことは、決して二、三に止りません。前掲の事項はホンの

序幕に過ぎずして未だ〳〵御報告しなくてはならない事が多いのであります。

又夫れは總じて細民街の比較的良い方、即ち光明面のみであります。茲に見逃してならないのは、暗黒面であります。細民諸君の大半は指導の如何によつては、翻然眞人間の意識に傾くのですけれ共、如何しても正しき方向に進まない、又進めない人達が相當數にあるのです。斯様な人達に依つて描出される姿こそ或は眞の細民街の姿なのかも知りません。之を考へ、之を研究し、之を皆様に報告して私共は最高度の用意を整へ、そして細民街をして今少しく深く掘下げ地下幾尺かは知らねども必ず湧いて出る清き流れに一日も早く到達し、共々に大自然の恵みを分かちたい、否必ずや斯くあらねばならないと思ひます。

此の意味に於きましてもつと〳〵戦時下の部落現狀を書かねばならぬのであります。公務突發のため遺憾乍ら筆を續けることの能はざるに至り、聯盟の御方にも讀者の御方にも洵に申譯ない次第であります。必ずや次の機會に於ては筆を執り、皆様の御高教を煩し度いと存じて居ります故不惡御諒恕を賜りまして筆を擱かせて頂きます。